

京都大学	博士（文学）	氏名	野口 優
論文題目	中国古代辺郡統治制度の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、前漢後半期から後漢後半期、前1世紀～後2世紀における辺郡統治制度の解明を試みる。</p> <p>〈序論〉；〈一〉辺郡研究の意義、〈二〉辺郡出土漢簡と漢簡研究の意義、〈三〉本研究の視点、〈四〉本研究の辺境出土簡牘について。〈一〉辺郡研究の意義を確認する。〈二〉漢代簡牘は墓葬出土簡牘・西北辺境出土簡牘に大別される。本論文は後者を扱う。辺境簡牘の研究史として、(1)制度史研究、(2)文書学的研究、(3)両者を統合した研究、の推移を批判的に分析する。〈三〉本論文では、簡牘の書写年代を考慮し、これを前漢後半期・王莽期・後漢前半期（竇融統治期）・後漢後半期の四期に分かつことで、辺郡統治制度の動態的变化を追究する。</p> <p>〈第一章 前漢辺郡都尉府の職掌と辺郡統治制度〉；辺郡における都尉府の職掌を手がかりに、前漢後半期の辺郡統治制度の実態を解明する。〈第一節 前漢居延・肩水地区都尉府の軍事的職掌〉；〈第一項 都尉府と兵器・鉄器管理〉〈第二項 都尉府と人民管理〉〈第三項 都尉府と太守府〉；都尉府は兵器・鉄器の管理や吏民の逃亡防止をも職掌とした。そのため、軍事・警察案件については統属下にない官署にも命令を下しえたが、太守の指揮下にあり、管区の安定を最大の任務とした。〈第二節 前漢居延・肩水地区都尉府の行政的職掌〉；〈第一項 都尉府と文書行政〉〈第二項 都尉府と候官〉；都尉府は事案の最終的決定権はもつが、候官以下の軍事機構の行政実務は候官に委ね、文書による報告を受けるのみであり、軍事・監察に特化した官署であった。〈第三節 前漢辺郡統治制度〉；〈第一項 都尉府と県〉；宣帝期の対匈奴和平、元帝期以降の農都尉廃止により、都尉府が軍事・警察的命令を下す機会が無くなり、都尉府が軍事防衛を担い、県が軍事機構の行政を補助する相互補完的關係が形成された。〈第二項 前漢河西統治の安定化の要因〉；前漢後半期の西北辺郡は、中央政府の援助を受けながら、郡太守の下、都尉府が県の政治に関与しない郡制度、および属国制度を併用する統治制度を採用し、状勢を安定化させた。</p> <p>〈第二章 王莽期の地方行政改革と辺郡における文書行政〉；王莽滅亡の原因とされてきた行政の混乱・辺郡の窮乏を、西北辺境出土簡牘を用いて再検討する。〈第一節 王莽期における地方行政改革と辺郡軍事機構への影響〉；〈第一項 王莽期の地方行政改革の概要〉〈第二項 王莽期における軍事機構の再編と変容〉。王莽の改革は、辺郡軍事機構にも及んだ。〈第二節 王莽期辺郡における文書行政〉；〈第一項 王莽期の俸給関係帳簿と俸給支給〉；銅銭の代わりに布帛が支給されるなど変則的ながら、帳簿の作成・点検は厳密で、中央の指示も貫徹されていた。〈第二項 王莽期の食糧支給関係帳簿と食糧支給〉；支給量は減らされたが、大きな混乱無く執行されていた。〈第三項 王莽期の文書の点検と文書行政〉；文書行政は厳格に行われており、辺境官吏の不正は認められない。以上要するに、西北辺境には行政の混乱は認め</p>			

られない。

〈第三章 竇融期の河西統治制度と対外政策〉；居延新簡（1994）・敦煌漢簡（1991）・額濟納漢簡（2005）を駆使し、竇融期の河西統治制度を検討する。〈第一節 竇融政権の成立と河西社会〉；〈第一項 竇融政権の成立〉；竇融政権は前漢以来の複数の郡の共同防衛制度を援用し、河西防衛を主眼とした。〈第二項 竇融期の河西社会〉；前漢に比べ人口流入・経済混乱のため、竇融政権は行政にも労力を費やした。〈第二節 大將軍府と都尉府・太守府〉；〈第一項 都尉府の権限拡張と大將軍府〉〈第二項 大將軍府と太守府〉；都尉府は県を領するようになり、大將軍府は都尉府を統属下に置き、人事権を回収することで、太守府の権限を抑制し、軍事・人事の集権化を達成したが、上計簿集約など特定の事務については太守府の仲介・補助を要した。〈第三節 竇融政権の対外政策〉；〈第一項 建武五年以前の竇融政権と対外状況〉；竇融政権は東方の後漢王朝の権威を利用して西域諸国との安定的関係を構築するなど、東方に強固な王朝が出現することを待望した。〈第二項 建武五年以後の竇融政権の対外政策〉；建武五年に後漢に帰順したのちも、大將軍府は人事・立法を掌握しつづけた。

〈第四章 後漢辺境における軍事防衛体制の転換〉；属国設置を手がかりに、後漢時代の軍事防衛体制の変容を解明する。〈第一節 後漢における属国の拡張〉；〈第一項 両漢属国制度の沿革と先行研究の整理〉〈第二項 後漢安帝期以前の辺郡統治制度と帝国西南の属国〉〈第三項 安帝期の西北辺郡状勢と居延属国の設置〉〈第四項 安帝期前後の居延の状況と居延属国設置の意義〉；西南の三つの属国は、前漢属国と同様に、遊牧民居住地区の安定を目的とするが、西北の居延属国は、郡県制支配の後退を意味する。〈第二節 後漢後半期の辺郡防衛制度の転換〉；〈第一項 州刺史の軍事的擡頭と帝国西南・南方の辺郡〉〈第二項 帝国西北辺郡における州刺史・属国都尉の軍事防衛〉〈第三項 北辺防備官の軍事的擡頭と帝国西北の辺郡〉〈第四項 州牧の登場と北辺防備官の失墜〉；西南・南方における刺史の軍事的擡頭・属国都尉の地位向上は、前漢以来の防衛体制の発展形態と評価できる。西北では、刺史・北辺防備官の統属関係が不明瞭で、前漢以来の防衛体制からの逸脱と評価される。黄巾の乱を契機に、新設の州牧の優位が決定的となる。

〈結論〉では、（一）中国古代の辺郡における文書行政、（二）中国古代の辺郡防衛制度、（三）中国古代の辺郡官制、の三節を立て、本論文の行論を整理する。

(論文審査の結果の要旨)

日本における簡牘研究は、1951年、京都大学人文科学研究所居延漢簡研究班(班長森鹿三)の発足に始まるが、それが秦漢史研究の主流の位置を占めるようになるのは、『睡虎地秦墓竹簡』(1978)公刊以後のことである。釈文・注釈・訳文の揃ったこの書物は、考古資料・出土文字資料に従来無縁のものにも広く出土文字資料の門戸を開いた。ついで、『居延新簡』(1990)の刊行は、居延漢簡への一般的関心を高め、『張家山漢簡』(2001)の刊行は、睡虎地秦簡との相互参照によって、戦国秦から前漢初期におよぶ時期の具体像を、それ以前とは比較にならない密度で復元することを可能にした。このような史料条件の飛躍的向上を反映して、今日の秦漢史研究では、律令・行政文書などの出土文字資料を活用した法制史・制度史研究が最も盛行している。

本論文は、そうした近年の研究動向の最先端に位置づけられる。漢代西北辺境(河西四郡)出土の簡牘は、前漢中期から後漢中期のおよそ200年間にわたるが、従来の制度史研究は、この時代幅を捨象した静態的・構造論的研究が一般であった。本論文は、簡牘書写年代の確定を踏まえた上で、前漢後半期・王莽期・後漢前半期(竇融統治期)・後漢後半期という四期に簡牘を分期し、それぞれの時期の特徴を確認した上で、文書行政制度・軍事制度の通時的解明を試みるものである。

以下、本論文の構成に即して、その成果を確認していこう。

〈第一章 前漢辺郡都尉府の職掌と辺郡統治制度〉；辺郡における都尉府の職掌を手がかりに、前漢後半期の辺郡統治制度の実態を解明する。漢代の都尉については、鎌田重雄 1962・巖耕望 1961 があるが、もっぱら文献に依存するものであり、永田英正 1989 は居延漢簡を用いて辺郡の統治組織を解明したが、都尉府については、鎌田に依拠する。本章は、永田が用い得なかった居延新簡を活用することによって、辺郡都尉の実態を解明する。〈第一節 前漢居延・肩水地区都尉府の軍事的職掌〉は、農都尉属下の農政系統および太守との関係を、〈第二節 前漢居延・肩水地区都尉府の行政的職掌〉は、候官以下の軍事系統との関係を解明し、〈第三節 前漢辺郡統治制度〉は、さらに県・属国をも包括した前漢後期辺郡統治制度の全体像が提示される。内郡との相違に加えて、対匈奴和平という時代的特性をも考慮した点は、鎌田ら先行研究と一線を画したものといえる。

〈第二章 王莽期の地方行政改革と辺郡における文書行政〉；王莽政権(9-23)滅亡の原因については、趙翼『二十二史劄記』が、『漢書』に基づき、行政の混乱・辺境の窮乏を挙げ、近年の研究も基本的にこれを踏襲する。本章は従来十分には活用されていなかった簡牘を素材にこの通説の是非を検討する。〈第一節 王莽期における地方行政改革と辺郡軍事機構への影響〉は、河西の軍事機構における行政改革の実態を確認し、〈第二節 王莽期辺郡における文書行政〉は、俸給関係帳簿・食糧支給帳簿の分析を踏まえた上で、当時の河西における文書行政が、前漢時代と変わらぬ厳格さを維持していたとし、通説が河西には妥当せず、他地域についても再検討を要するとする。

〈第三章 竇融期の河西統治制度と対外政策〉；先行研究が用い得なかった居延新

簡（1994）及び敦煌漢簡（1991）・額濟納漢簡（2005）を駆使して竇融政權（26-36）の実態を解明する。〈第一節 竇融政權の成立と河西社会〉は、軍事的性格の強い竇融政權が、一方で人口流入・経済混乱に起因する行政的課題に直面していたことを、〈第二節 大將軍府と都尉府・太守府〉は、大將軍府が軍事・人事権を掌握した集権性をもちながらも、特定の事務についてはなお太守府による補完を要したことを確認する。〈第三節 竇融政權の対外政策〉は、竇融政權が独立ではなく、東方の強固な中央政權を待望したこと、建武五年（29）の後漢への帰順以降も、従前の統治体制を維持したことを主張する。竇融期の河西統治体制の独自性を確認した本章の作業は、竇融時期簡牘を前漢以前の法制史・制度史研究に準用してきた先行研究に再考を促すものとしてとりわけ重要である。

〈第四章 後漢辺境における軍事防衛体制の転換〉；後漢時代の軍事防衛体制に関して、(1)刺史、(2)持節領護官・度遼將軍、(3)郡太守について個別的な研究が蓄積されてきたが、この三者の関係は不分明である。本章は、後漢安帝期（107-125）における比郡属国の設置を手がかりにこの問題を検討する。〈第一節 後漢における属国の拡張〉は、西南・西北の比郡属国の性格の相違を確認し、とりわけ、張掖居延属国については、安帝期以前にすでに「放棄寸前」の状態にあり、郡県制的支配の後退を意味するものとする。〈第二節 後漢後半期の辺郡防衛制度の転換〉は、西南・南方と西北・北方との軍事体制の相違を確認する。西北・北方については、刺史と持節領護官・度遼將軍の統属関係が曖昧なままで、黄巾の乱を契機に新設された州牧が軍事防衛体制の一元的掌握を達成するものとする。地域差を積極的に評価することで、先行研究を統合したものといえる。

本論文が達成した、書写年代の確定に基づく簡牘資料の分期は、従来の静態的な制度史研究を克服し、動態的变化を追跡することを可能にした。この作業により、簡牘の歴史研究資料としての価値は飛躍的に高められたとあって過言ではない。

その一方で、本論文の行論にはなお再考の余地を認めざるを得ない。漢代西北辺境簡牘は、官僚機構の内部、かつその末端、すなわち同時代の極めて限定された局面を記録したものに過ぎない。獲得された知見を一般化することは最大限に慎重であるべきであり、この点については、方法論の一層の洗練を期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2014年2月20日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。